

当組合の正組合員である認定農業者数の調査結果について

兵庫南農業協同組合

当組合では、令和3年総代会に向けた役員選出手続きを開始するにあたり、令和3年2月28日時点において正組合員である認定農業者数を調査した結果、104名となりました。

この結果は、農協法第30条第12項の但し書き定める認定農業者数が少ない場合に該当するため、当組合では理事構成の要件として、「理事の定数の過半数を、認定農業者、認定農業者に準ずる者、実践的能力者で構成（施行規則第76条の2第1項第2号）」することを選択し、役員選出を行うこととなりました。